

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
○洪水害	明日香村域の集落は、飛鳥川や高取川等に開析された平地部（氾濫平野）に形成されており、河川沿川は一様に浸水の可能性がある。なお、洪水時の破堤箇所は、一般的には河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であるといわれており、このような地点では特に注意が必要となる。また、村内商工業者も該当地点に点在している。
○土砂災害	明日香村には、県の調査によれば土石流危険渓流が31渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流が28渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が91箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面が57箇所、地すべり危険箇所が1箇所分布している。該当地点にはわずかながら、村内商工業者が点在している。
○地震	明日香村周辺では、奈良盆地東縁断層帯（京都盆地-奈良盆地断層帯）、中央構造線断層帯（紀伊半島断層帯）、千股断層、名張断層をはじめ多くの活断層帯が確認されている。 直下型地震による被害想定県調査結果では、比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる8つの活断層（内陸型地震）による地震被害を予測している。これらの地震が発生した場合、明日香村での被害予測は以下のようになっている。 ・想定される震度 村で想定される震度は、奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合が最も大きく、一部震度7、大半が震度6強となると予想されている。
○感染症	新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
※本申請の参考、指針となる計画及び資料は次の通りである。	
明日香村地域防災計画 <a href="https://asukamura.jp/bousai/imgs/bousaikeikaku_kihon.pdf">https://asukamura.jp/bousai/imgs/bousaikeikaku_kihon.pdf</a>	
明日香村洪水ハザードマップ <a href="https://asukamura.jp/bousai/imgs/hazardmap.pdf">https://asukamura.jp/bousai/imgs/hazardmap.pdf</a>	

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 232人
  - ・小規模事業者数 208人
- ※平成28年経済センサスより

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業者の立地状況等）
商工業者	建設・製造業	69	62	村内に広く分散している
	卸売・小売業	53	51	村内に広く分散している
	飲食サービス業	68	62	村内に広く分散している
	その他	42	33	村内に広く分散している

## (3) これまでの取組

### 1) 当村の取組

- ・防災に関する計画・マニュアルの策定及び訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの作成
- ・災害時応援協定の締結
- ・明日香村新型コロナウィルス感染対策各施策の告知と実行

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
- ・専門家による個別BCP策定支援相談
- ・東京海上日動火災株式会社、あいおいニッセイ同和損保会社、奈良県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・明日香村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・新型コロナウィルス感染症への対応、及び施策についての周知

## II 課題

現状では、緊急時の取組について明確な取り決めがなく、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、リスクに備えた共済・保険並びに事業者BCPについての事業者への周知が十分に行えていない、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・自然災害発及び感染症の発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間ににおける被害情報報告ルートを構築し、事業者に関わるすべての人命を最優先として、安全と生活を守る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染症発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携

体制を平時から構築する。

- ・事業者の経営を維持（事業継続）するとともに、その顧客、取引先などサプライチェーン全体への影響を軽減させる。
- ・事業者に、事業者BCPの必要性を周知して作成支援を行う。
- ・地域社会の安全に貢献する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会では、多発する自然災害や事故、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守る為の事業継続力強化を支援する。
- ・巡回や窓口相談時に、ハザードマップや全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報誌や村広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済・損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（同時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済・損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成予定

- ・当会は、令和3年を目指して事業継続力強化計画を作成予定である。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・当会が属する奈良県商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災株式会社・あいおいニッセイ同和損保会社、及び奈良県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業

者以外も対象とした普及啓発セミナーや、共済・損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・経営指導員による小規模事業者の事業者B C P（事業継続力強化計画）等の作成支援及び取組状況の確認を行う。
- ・経営指導員は、自然災害発生時や感染症の発生時において、事業所に社員等が出勤出来なくなったりした事を想定し、リモートワーク、テレワーク体制の構築を推奨及び経営支援を行う。
- ・経営指導員は、小規模事業者が被災後も事業継続が円滑に実施出来るように、帳票類の電子化をすすめ、電子データをクラウド上のサーバーなどへの保管を推奨するなど、経営支援を行う。
- ・明日香村の関係部署と、村内事業者の事業継続力強化支援に関して、状況確認や改善点等について定期的に協議する。

(事業継続力強化計画セミナー 目標開催数と策定事業所数)

事業継続力強化セミナー	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催数	1	1	2	2	2
策定事業所数	3	3	5	5	7

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・感染症発生時での経営支援において、職員が感染に係る安全対策の徹底が行えるように、日常から当村マニュアルに基づく意識の醸成をはかる。

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時に備え、近隣に居住する職員を緊急参集要因として任命する。
- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、明日香村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・当会は緊急対策本部を設置し商工会長が本部長となり、応急対策の方針決定を行う。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・当会職員で、応急対策がカバー出来ない場合、奈良県商工会連合会に、応援要員を派遣依頼する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

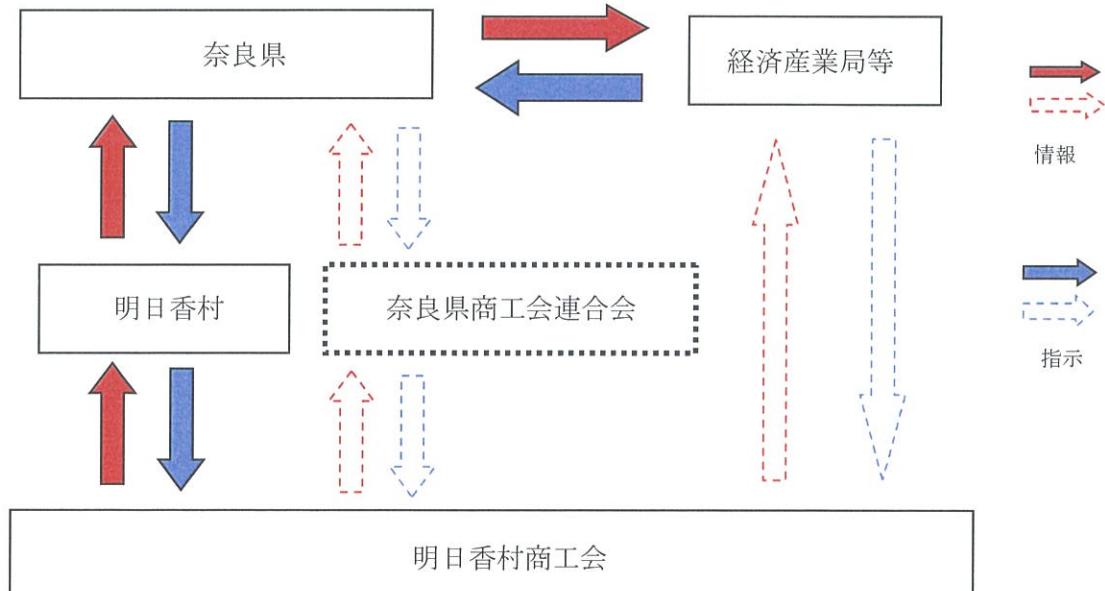
- ・災害及び感染症等発生時、当村が事前に取りまとめる対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・当会役職員の連絡網の整備を行う。
- ・避難場所の周知、誘導体制の確立。
- ・事務局施設が被災した場合、代替施設の確保を行う。
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。報告及び指揮命令は電話、メール、SNS、FAX、郵送等を適宜利用する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当村より奈良県へ報告

する。

- ・警察、消防、各種指定公共機関（電力・ガス・水道など）に予め作成したリストに基づき、問い合わせせる。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は当村より奈良県へ報告する。



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、明日香村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 下田 正寿（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 明日香村商工会 〒634-0112 奈良県高市郡明日香村島庄5番地 TEL：0744-54-2068 / FAX：0744-54-4570 E-mail： <a href="mailto:asuka@kcn.jp">asuka@kcn.jp</a>	
②関係市町村 明日香村役場 産業づくり課 〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地 TEL：0744-54-2001 / FAX：0744-54-2440 E-mail： <a href="mailto:a-sangyo@tobutori-asuka.jp">a-sangyo@tobutori-asuka.jp</a>	

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	700	700	750
・専門家派遣費	150	150	300	300	300
・セミナー開催費	50	50	100	100	100
・チラシ作製費	100	100	150	150	150
・防災、感染症対策費	100	100	150	150	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 調達方法

会費収入、明日香村補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号
あいおいニッセイ同和損害株式会社 代表取締役 金杉 恒三 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
奈良県商工会連合会 会長 松塚 幾善 奈良県奈良市登大路町38-1
連携して実施する事業の内容
① 商工団体会員企業への災害リスクの周知と対応策の推進 ② 関係団体と連携しセミナー等における事業継続力強化計画の制度説明 ③ フォローアップ活動としての事業継続力強化計画の策定推進 ④ 感染症対策に関する各種施策の周知、及び推進
連携して事業を実施する者の役割
① 自然災害等の対策として普及啓発、各種制度の情報提供を行う。 ② 中小・小規模事業者が単独で行う「事業継続力強化計画」の保険（共済）加入のリスクファイナンスとして加入することにより、自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組を行う。 ③ 商工会会員事業者等に対する労務リスク対策のノウハウ提供 ④ 商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ⑤ 労務リスク対策セミナーの共同開催および講師派遣 ⑥ 労務リスク対策ツールの提供 ⑦ 感染症対策に関する専門的知見の提供

## 連携体制図等

